

第 451 回 東京地方最低賃金審議会 資 料（その 2）

（目 次）

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧 ………1

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書（写） ……………2

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出書提出者一覧

(受付日順、五十音順)

(8月22日受付分)

1	新宿区労働組合総連合		2
2	全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会		3
3	全印総連・印刷関連ユニオン・東京地域支部		5
4	全労連・全国一般労働組合東京地方本部		6
5	東京春闘共闘会議		7
6	東京地方労働組合評議会		8
7	東京地方労働組合評議会	パート・非正規労働者連絡会	9
8	東京地方労働組合評議会	青年部協議会	10
9	東京都教職員組合		12
10	東京土建一般労働組合	新宿支部	13
11	東京土建一般労働組合	新宿支部（大久保分会）	14
12	東京土建一般労働組合	新宿支部（落合西分会）	15
13	東京土建一般労働組合	新宿支部（神楽坂分会）	16
14	東京土建一般労働組合	新宿支部（ことぶき会）	17
15	東京土建一般労働組合	新宿支部（新都心分会）	18
16	東京土建一般労働組合	新宿支部（青年部）	19
17	東京土建一般労働組合	新宿支部（高田馬場分会）	20
18	東京土建一般労働組合	新宿支部（余丁町分会）	21
19	東京土建一般労働組合	新宿支部（四谷分会）	22
20	東京土建一般労働組合	西多摩支部	23
21	東京土建一般労働組合	西東京支部	24
22	東京土建一般労働組合	文京支部	25
23	日本生協連労働組合（武藤 睦美）		26
24	郵政産業労働者ユニオン	大田支部	29
25	郵政産業労働者ユニオン	銀座支部	30
26	郵政産業労働者ユニオン	小石川支部	31
27	郵政産業労働者ユニオン	新東京支部	32
28	郵政産業労働者ユニオン	晴海支部	33
29	郵政産業労働者ユニオン	港品川支部	34
30	郵政産業労働者ユニオン	東京地本	35

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月8日
新宿区労働組合総連合
議長 伊藤 之知

異議申し出書

2025年8月7日、東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行った「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申に抗議し、生活実態に即した最低賃金の大幅引き上げを求めます。

私たちは昨年から今年にかけて「新宿で普通に暮らすためにはいくら必要か」を明らかにするために、マーケット・バスケット方式（全物量積み上げ方式）を採用した最低生計費試算調査に取り組みました。

その結果、25歳単身・女性が新宿で「フツー」の暮らしをするために、月額282,561円、時間額1884円（月150時間労働換算）が必要という数字が示されました。分析を行った静岡県立女子短期大学中澤秀一准教授は、7月15日に新宿区内で行った記者会見で「前回（2019年）と比較すると約2万円（7.6%）上昇した。『最低賃金は2020年代に2000円』が妥当な目標だ」と報告しました。その記者会見で報告した最賃近傍の非正規雇用労働者の生活実態を報告します。

18歳で秋田県から上京し、区内のスーパーマーケットのパート労働者として16年間働く30代女性の時間給は1300円。手取りにして17万円です。毎日仕事が終わると数件のスーパーマーケットを回り、1円でも安い食材を探しています。

秋田の郷里に盆暮れに帰京すること、断念せざるを得ない状況です。

会社に時間給の引き上げを要求しても「10月に最賃改定があるので、違反にならないように対応する」と回答しているので、東京の改定額が1226円のこの水準ではスーパーでの賃金改定につながりません。労働者が将来に希望を持てる賃金を得るために再答申を求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025 年 8 月 21 日

全国印刷出版産業労働組合総連合会東京地方連合会

執行委員長 坂田光正

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して出した「東京の最低賃金を早ければ 10 月 3 日から 63 円引き上げて 1,226 円に改正することが適当である」とする答申は到底容認できません。

物価上昇に賃上げが追いつかず、実質賃金指数は 3 年連続の前期比マイナスです。今年度も 5 か月連続でマイナスが続いています。物価高騰が止まらない中、若年層やパートで働く最賃近傍の賃金で働く仲間からは「今すぐ時給 1500 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

全印総連が毎年行っている家計調査からは「スーパーでも特売品を利用」「今は正直、病院もいけない」「物価が高騰しているため、外食を減らしているが食費が去年よりもかかっている」「全く貯金する余裕がなく、将来に不安しかない」「子どもが成長すると出費が増えるが見込みが立てられないばかりか、生活崩壊しそう」という声が寄せられています。

最賃審議会では企業の支払い能力論を主張されますが、『最低賃金を上げたことが主たる要因で倒産した企業名を明らかにしてから主張』すべきです。全印総連東京地連など民間の中小企業では労働者の生活実態がよく見えます。最賃近傍では人が集まらないため、人員確保の必要から募集時給はこの 1 年で 100 円以上も上昇しています。時給をできるだけ低く抑えたいのは、コロナ禍においても内部留保を積み増しし、雇用の調整弁としてパートや派遣など非正規労働者を多数確保したい大企業や人材派遣会社だけではないでしょうか。

63 円増の改定後の 1,226 円では年間 1800 時間フルに働いても年収 220 万円の貧困ラインです。これではダブルワーク・トリプルワークで命を削って働かなくては生活ができません。私たちの組合員には 70 歳過ぎてもダブルワークをして生活している仲間もいます。

本来、1 日 8 時間、週 40 時間の労働で、経済的な心配なく暮らしていけるだけの賃金が確保されるべきです。労働基準法にある「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」という同法の原則を守る上で「全国一律の最低賃金、東京で早期に 1500 円の実現」という多くの国民・都民、都内に働く労働者のささやかな願いを実現することが必要です。

都内で働く労働者の最低生計費を現在の物価高を反映した試算調査をした結果、20代単身者が人間らしい生活を営むには、少なくとも時間額 1,997 円必要との結果が出ました。都市も地方も人間らしく暮らすために必要な生活費に変わりはありません。東京都内では2,000円が必要となります。

最低賃金が 1,500 円以上になれば、「病院に行ける」「まともな食事がとれる」「切り詰めて少しは貯えができる」など、切実な声が全国各地であがっています。それらの声を聞き、鳥取地方最賃審議会では中央最賃の目安プラス 9 円の 73 円を、石川ではプラス 7 円の 70 円の答申をだしています。東京都においては、最賃近傍労働者の生活実態を直接聞くわけでも無く、短期間での審議で目安のままの 63 円の引き上げ額では、低賃金と物価高騰による生活困窮を打開できません。

酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。8 月 3 日に板橋区で実施した「女性による女性のための相談会」では、「10 日以上も家族全員がお米が買えずご飯を食べていません。備蓄米も販売時間には並べず買えません」という人が多く、こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。

東京都の賃金審議会では、当事者の意見陳述も実施されず、最賃の引上げによって生活が改善する労働者の声を審議に生かすことなく、審議の公開も不十分で審議の具体的内容も不明です。公正・公平な審議会の中で十分な審議をした上で最低賃金が決定されているとは思えません。

東京労働局長として東京地方最低賃金審議会に対し、以下の項目と共に「人たるに値する生活」を保障する最低賃金額に改定するよう強く促すことを求め、全印総連東京地連としてここに異議申立てをします。再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

記

- 1、2025 年 10 月発効予定の東京都の最低賃金について、最低賃金ラインの労働者の意見を直接聞く機会を持った上で審議を行い、少なくともこの 1 年間の物価上昇分を加味した改定額になるよう全面公開での徹底審議をすること。
- 2、意見書が読み上げられても、質問も意見も言わず、専門委員会も全面公開ではなく、何を審議しているのか不明である。全面公開では、ご自身の発言が出来ない審議委員は、審議委員を辞退されたい。
- 3、審議委員の皆様には、今回答申した東京都の最低賃金 1,226 円で一か月間（最低でも 1 週間）生活をしていただき、その体験と感想を最低賃金審議会ですべていただきたい。
- 4、この 10 年間で「最低賃金が引き上げられたことが主たる要因での倒産件数」を明らかにした上で結論を出していただきたい。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月21日

全印総連・印刷関連ユニオン・東京地域支部
支部長 坂田 光正

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする拙速な答申は到底容認できません。

印刷ユニオン・東京地域支部では「大日本印刷分会」が非正規労働者の賃上げ交渉で定期昇給 10 円、ベースアップ 90 円を勝ち取りましたが、100 円アップでも時給は 1,370 円です。ところが会社が残業、出勤日数削減をしたため、毎月実質賃金は減っており、異常な物価高のためにダブルワークをしているのです。東京都内の「ビル清掃」で働くパートタイマーは昨年 150 円の賃上げを勝ち取り、時給は 1300 円になりましたが、「この時給では暮らせない」と都内の家賃高騰を理由に千葉県に引っ越しました。会社は時給を上げる判断を、最低賃金審議会の目安答申を見てから「最低賃金以下」にならないようにするため、と団体交渉の場で回答しています。

最近の諸物価高騰の中、都内で 1226 円の賃金では生活が成り立ちません。

東京都の審議会では、こうした非正規労働者の声を聴く意見陳述も実施されず、審議の内容も全面公開でないため、具体的内容が不明なのに拙速な結論が出されています。審議委員が議事を公開できないなら自ら辞退すべきです。

非正規労働者にとり、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度全面公開で審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を今回 1500 円に引き上げること強く求めます。

以上

2025年8月12日

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

全労連・全国一般労働組合東京地方本部
中央執行委員長 山田 博樹

東京最賃審議会の答申に対する異議申立書

去る8月7日に開催された東京地方最低賃金審議会は、東京都の最低賃金について「63円引上げ、時間額を1,226円とする」改訂決定の答申を行いました。これについて、下記のとおり異議を申し立て、審議のやり直しを要請します。

私たち全国一般は、先月提出した「意見書」でも申し述べたとおり、民間の中小零細企業の職場が多く、その賃金実態は、定昇制度もなく、賃上げもままならず、初任給も15年も20年も据え置かれており、最賃が上がらなければ賃金も上がらないのが実情です。今年の春闘での賃上げも、多くの職場では、今の異常な物価高騰を補填するものにはなっていません。実質賃金も6ヶ月連続でマイナスになっています。

今回出された答申は、当労組が出した意見書を含め、これまでの審議会で紹介された私たちの意見が真剣に議論された結果とは到底思われません。もともと先進国で最低と云われる最賃であり、そして物価高騰が続く下では、今回の答申はとても容認できるものではなく、現行最賃で苦しい生活を余儀なくされている多くの労働者からは、「時給2,000円は必要だ」との切実な声が上がっています。

審議会は意見陳述を拒否していますが、時給2,000円以下では、今、どれだけ大変な生活を強いられるか、労働者の話を直接聞くべきです。首都圏で意見陳述を拒否しているのは東京だけです。改めて私たちの意見を真摯に受け止めて頂き、以下の要請事項の実現に向けての審議のやり直しを要請します。

記

1. 東京では今すぐ時給1,500円以上とする大幅な引き上げ改定を審議するよう求めること。
2. 貧困にあえぐ労働者の意見を受け止めた審議・答申を求めること
3. 審議会の全面公開と労働者の直接意見陳述を実施するよう強く促すこと。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 22 日

東京春闘共闘会議

代表 矢吹義則

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査（NPO 団体）では、物価高騰で子どもの 3 度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が 6 カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 2000 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月 22 日

東京地方労働組合評議会

議長 矢吹義則

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 63 円引き上げて 1226 円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査（NPO 団体）では、物価高騰で子どもの 3 度の食事に事欠く実態が報道され、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が 6 カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給 2000 円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年 8 月 20 日

異議申出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を 10 月 3 日から 63 円引き上げて 1,226 円に改正することが適当である」とした答申は容認することはできません。

東京地評と東京春闘共闘委員会は、6 月 23 日に厚生労働省で記者会見を行い、物価高騰の影響を加味して最低生計費調査の再計算を行いました。東京では 2019 年に実施し、今年、物価高騰やサブスク(音楽、動画などの定額サービス)の拡大など生活の変化を加味して再計算しました。北区在住の 25 歳単身者モデルで、男性 1900 円(236 円増)、女性 1838 円(196 円増)へ大きく上昇しています。人間らしい生活を暮らすための要求を加味すれば時給 2000 円の水準が必要です。愛知県や新潟県では、労働組合が行った最低生計費調査が審議会資料になるなどしています。

最低賃金近傍で働く仲間は、円安によるエネルギー価格高騰により電気代を気にして猛暑の中でも冷房代を節約もしなければならない状態です。熱中症になる危険が大変高まっています。また、物価高騰により、「社員食堂は大幅に価格が引き上げがなされ、もともと 1 食ワンコイン(100 円)」で過ごしている労働者は、食事のままならず食事を抜き、お水をのむことで空腹をごまかす事例もあります。

私たちはこれまで、「最低賃金を直ちに全国一律時給 1,500 円」を求め、最低生計費調査も行い、東京で自立して生活するには最低でも 2,000 円以上が必要であると明らかにしてきました。

大企業を中心とした正規労働者は定期昇給やボーナスがあり、今年も 5% 以上の賃上げが行われましたが、最低賃金近傍で働くパート。アルバイトの仲間は、最低賃金の改定しか賃上げが望めないことから、63 円の引上げでは絶対的に足りず、命と暮らしを脅かし続けることになりました。

私たちは、答申に異議を申し立てるとともに、貴職に対して再度審議を行うよう求め、東京の生活実態にふさわしい最低賃金となるよう大幅に引き上げることを強く求めます。

(組合・団体名) 東京地方労働組合評議会 パート・非正規労働者連絡会
(代表者名) 代表 松崎 真介
(住所・電話) [REDACTED]
[REDACTED]

2025 年 8 月 22 日

東京労働局長 増田嗣郎 御中

(団体名) 東京地方労働組合評議会青年部協議会 (東京地評青年協)

(代表者名) 議長 新倉 大輔

若者が希望を持てる最低賃金の実現を ＝2025 年度最低賃金額改定決定に関する異議申出書＝

8 月 7 日の東京地方最低賃金審議会において、東京都の最低賃金額を「63 円引き上げ、時間額 1,226 円」とする結論が東京労働局長に答申されました。これは、中央最低賃金審議会の答申をただ追随するものであり、様々な経済情勢や最低賃金近傍で働く労働者の生活保障を度外視した「政治的」な答申・採決です。地方の審議会としての役割を放棄するものだと言わざるを得ません。

私たち東京地評青年協は、円安・物価高で苦しい生活を強いられる青年労働者の生活を守る立場から、今回の答申に異議を申し立てます。

異議申出の趣旨

- ①憲法 25 条で規定されている誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障される最低賃金時給 2,000 円以上となるよう、審議を再度やり直すこと。
- ②東京地方最低賃金審議会運営規定第 6 条（会議の公開）の趣旨に立ち返り、審議会および専門部会を原則として公開の場で開催すること。また、多様な立場からの意見陳述の機会を確保すること。
- ③最低賃金引上げに伴う中小企業の人件費負担を軽減するため、政府に対し、中小企業への十分な支援を求めること。

異議申出の理由

①について、現在の最低賃金は労働者がフルタイムで働いても、基本的な生活を安定的に営むには不十分な水準にとどまっています。東京地評が 2025 年 5 月に行った「最低生計費試算調査のアップデート」によれば、東京都北区で 25 歳が一人暮らしをするには月額 281,649 円、時給 1,621 円（月 173.8 時間労働換算）必要であることが明らかになりました。また、2024 年 11 月、東京地評青年協などが池袋駅で青年を対象に行ったシールアンケート（102 人が回答）では、99%（101 人）が「最低賃金は引き上げが必要」、51 人（50%）が「1,700 円以上」にするべきだと回答しました。

昨年、東京地方最低賃金審議会では、「単身世帯の標準生計費は 143,240 円」とされましたが、これは大幅に節約をしなければ生活が成り立たない水準であり、その算定方法も公開されていないことから、現実の生活実態に即しているとは言えません。

最低賃金が、若年層・非正規雇用者の貧困を助長するような状況を是正し、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、貴審議会に対し、独自の調査を行うことと、最低賃金時給 2,000 円への引き上げを強く求めます。

②について、最低賃金は、労働者の生活と企業の経営双方に大きな影響を及ぼす制度であり、その決定には高い透明性と公正性が求められます。東京地方最低賃金審議会運営規定第6条には、「会議は公開するものとする。ただし、審議に支障があると認められる場合はこの限りでない」と明記されており、会議は原則公開で行われるべきです。

昨年度には、専門部会の一部が初めて公開され、一定の前進が見られました。しかし、審議内容の検証にはなお不十分です。最低賃金をめぐる議論が、社会的に正当性を持つものとなるためには、審議会および専門部会を原則として公開の場で開催することが不可欠です。

また、現行の審議会は労使と公益委員による三者構成となっていますが、この枠組みだけでは、実際に最低賃金の影響を強く受ける若年層、非正規雇用者、外国人労働者、ひとり親世帯など、社会の多様な当事者の声を十分に反映できているとは言えません。委員の選任だけに依存せず、多様な立場の人々による意見陳述の機会を制度的に確保することが必要です。

③について、最低賃金の引き上げは中小企業にとって一定の負担となり得ますが、それを理由に引き上げを抑制すべきではありません。むしろ、国や自治体による中小企業支援策の拡充により、賃上げと経営の両立を可能にすることが持続的な経済成長には重要です。したがって、社会保険料の減免、賃上げに応じた助成金の拡充、取引価格の適正化指導など、実効的な政策の実現に取り組むことを求めます。

東京労働局長 増田 嗣郎 殿

2025年8月20日

東京都教職員組合
執行委員長 加藤 裕子

異議申し出書

東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して「東京の最低賃金を63円引き上げて1226円に改正することが適当である」とする答申は容認できません。

ひとり親世帯の調査(NPO団体)では、物価高騰で子どもの3度の食事に事欠く実態が報道されています。文部科学省の学校保健統計によると、痩せ型の子どもの数が男女ともに過去最高(2024年度)であり、健康と発達を保障することができていません。また、生活悪化で酷暑の中でも冷房代を節約し、熱中症となる都民が続出しています。

実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で就労する仲間からは「時給2000円以上は必要だ」と切実な声が多数寄せられています。

こうした情勢の下、最低賃金の大幅引上げはまさに命と暮らしに直結します。私たちは異議を申し立てるとともに再度審議を行ない、労働者の暮らし、生活実態に向き合い、最低賃金を大幅に引き上げること強く求めます。

以上

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
執行委員長 伊藤 賢司

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,900 円、世田谷区で 1,977 円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020 年代に 1,500 円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226 円では到底まともな生活を営むことはできません。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
大久保分会長 込山 修一

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,900 円、世田谷区で 1,977 円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020 年代に 1,500 円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226 円ではまともな生活を営むことは不可能です。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
落合西分会長 清水 敏子

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比しても低水準です。2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は 46.8%にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。また、2024 年の平均為替レートで円に換算すると、各国の最低賃金額は、日本の 1,055 円に対して、イギリスは 2,316 円、フランスは 1,930 円、韓国は約 1,096 円です。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
神楽坂分会長 山田 一雄

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年
- 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申
について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受
けられます。しかし私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。
でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求してい
るが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細
企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。対策を講じることで、
日本経済の要である中小企業の発展が大いに見込めます。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る
立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 21 日

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
ことぶき会長 古川光男

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の 6 月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は 6 か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷たい飲み物の購入を我慢し、冷房代を節約するなど、とても耐えられず、身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、今後の日本の未来を担う若者のために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
新都心分会長 秋山 宗夫

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし私たちは、建設業小規模事業所の事業主の声「職人の賃金を上げたい。でもガソリン代や材料費が上がっていて、経営はたいへん。お客さんや会社に請求しているが、追いつかない、中小企業への支援策をもっと広げてほしい」にある通り、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
青年部長 金野 郁也

8月7日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年10月3日発効予定の東京都最低賃金を63円引き上げて、時間額1,226円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25歳単身者を想定し、月150労働時間で換算すると、北区で1,900円、世田谷区で1,977円が必要であるという結果が出されています。食料品をはじめとした物価高騰、急激な都内の家賃上昇により最低生計費は上昇し続け、政府の掲げる「2020年代に1,500円」の目標では低すぎるとともに遅すぎます。1,226円ではまともな生活を営むことは不可能です。最低賃金の低さがワーキングプアを生み出し、建設業に対する若者の入職、定着をも妨げています。物価高騰を上回る大幅引き上げが必要です。このまま我々若年層が建設業に定着しなければ、技術の継承も廃れ、日本のインフラは崩壊します。

改定金額の諮問を再度行うことを強く求めます。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
高田馬場分会長 岡田 昌幸

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の 6 月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は 6 か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、とても耐えられず、身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
余丁町分会長 川村 一矢

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

厚生労働省の 6 月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は 6 か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は昨年以上に厳しさを増しています。酷暑の中で冷たい飲み物の購入を我慢し、冷房代を節約するなど、とても耐えられず、身心を壊しかねません。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合新宿支部
四谷分会長 三浦 弘

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

我が国の最低賃金は、諸外国と比べても低水準です。2024 年のフルタイム労働者の賃金中央値に対して日本の最低賃金は 46.8%にとどまり、主要各国と比べて低いことがすでに示されています。また、2024 年の平均為替レートで円に換算すると、各国の最低賃金額は、日本の 1,055 円に対して、イギリスは 2,316 円、フランスは 1,930 円、韓国は約 1,096 円です。最低賃金大幅引き上げは、世界の流れであり、日本だけが不可能な理由はありません。

改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 19 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西多摩支部
執行委員長 辻岡 邦隆

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により異議を申し立てます。

厚生労働省の 6 月の毎月勤労統計（速報）によると、食料品などの物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は 6 か月連続でマイナスです。そもそも必要な生活費に現行の最低賃金は見合わず、さらに、実質賃金は連続して下落し、私たちの生活は厳しさを増しています。酷暑の中で冷房代を節約するなど、身心を壊しかねません。

2025 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,900 円、世田谷区で 1,977 円が必要であるという結果が出されています。

都民の命と暮らしを守るために、最低賃金を大幅に引き上げにむけて、改定金額の諮問を再度行ってください。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合西東京支部
執行委員長唐鎌昭二

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

2025 年に労働組合が行なった東京の最低生計費試算調査結果によれば、25 歳単身者を想定し、月 150 労働時間で換算すると、北区で 1,900 円、世田谷区で 1,977 円が必要であるという結果が出されています。最低賃金で働く国民は健康で文化的な最低限度の生活ができていないのが現状です。最低賃金額が憲法第 25 条違反になっています。憲法を守ってください。

2025 年 8 月 21 日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

東京地方最低賃金審議会の改定決定の意見への異議

東京土建一般労働組合文京支部

執行委員長 大谷 隆吉

8 月 7 日に東京地方最低賃金審議会が東京労働局長に対して行なった、早ければ本年 10 月 3 日発効予定の東京都最低賃金を 63 円引き上げて、時間額 1,226 円とする旨の答申について、以下の理由により容認できませんので異議を申し立てます。

企業の経営を困難にすることを理由に、最低賃金の大幅引き上げに反対する議論が見受けられます。しかし、中小零細の建設事業主の声では「人手不足だが求人を出しても給料が低くて集まらない。資材価格高騰のため思い通りの仕事ができずこの先も不安。法人を辞めようと思っている」などがあり、中小零細企業への支援とセットでの最低賃金引き上げを国に求めています。

東京地方最低賃金審議会におかれましても、労働者の暮らしと企業の経営の両方を守る立場で、首都東京から最低賃金の大幅引き上げに足を踏み出してください。

改定金額の諮問を再度行ってください。

令和7年8月21日

東京労働局長
増田 嗣郎 殿

日本生協連労働組合 副執行委員長

立教大学社会デザイン研究科 社会デザイン学専攻
博士課程前期課程
武藤 睦美

異議申出書

東京労働局一般公示第207号に対し、東京都内で働く一労働者として、東京都最低賃金の今年度の改定決定に異議を申し出ます。
異議の内容及び理由は、下記のとおり。

記

1. 日本国憲法第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

上記のように、日本国憲法第二十五条の中で、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」すなわち基本的人権の中の「文化権」についての記載があります。青山学院大学 総合文化政策学部総合文化政策学科 准教授の中村美帆氏は、第二次世界大戦後に国際社会で発展してきた比較的新しい人権といわれる「文化権」について、次のように定義しています。

『「人として生まれた以上、文化芸術を楽しんだり創造したりすることは、誰もが生まれながらにして持つ個人の権利として認めるという考え方。市場原理に任せて格差が生まれてはいけない、文化芸術に親しめる環境を誰もが望んでいいと言える権利です」日本における文化権に係る法律としては、2001年に「文化芸術振興基本法」が成立し文化政策の理念を定めた基本法が整備されました。その後、2017年に「文化芸術基本法」へと改正され、旧法、現行法どちらも文化芸術に関わることが生まれながらの権利であるという理念を謳い、それを保障するために環境整備を行うことが国や地方公共団体の責務であると明記されました。』

よって、国や地方自治体は、すべての人に、文化を享受できるような水準の最低賃金を保障しなければならないと考えます。

2. 「タイミーの一般社団法人 日本経済団体連合会（経団連）に入会」について。

『タイミーは、タグライン「はたらくに“彩り”を。」をテーマに、「働きたい時間」と「働いてほしい時間」をマッチングすることで、時間や場所に制約されない自由な働き方を提供するスキマバイトサービスです。働き手は、働きたい案件に申し込むだけで、履歴書や面接無しですぐに働くことができ、勤務終了後すぐにお金を受け取れます。事業者は、求めるスキルや、来てほしい時間を最短1時間から設定するだけで、条件にあった働き手と、システムを介して自動的にマッチングします。タイミーは、いつでも、どこでも、人生のどんなフェーズにおいてもその人らしい「はたらく」に手を伸ばせる「ワークバリアフリー」な社会の実現を目指します。そして、「はたらく」を通じた出会いや体験が働き手の人生の可能性を広げ、世の中にうれしい時間を増やしてまいります。』（タイミーHPより）。

タイミーのようなプラットフォームビジネスが活況で、今後も拡大が予想されています。しかし、このような中間業者に手数料として搾取されなければ、労働者は、3割増しの賃金を得られました。これは、プラットフォーム企業による労働賃金の不当な搾取に当たらないのでしょうか？このような企業ばかりが、汗水することなく大きな利益を上げて、今月から経団連に加盟をしたそうです。このような状況下では、労働者は、自由な時間はすべて労働に当てなければ生活ができなくなっています。連合がスポットワークに関する調査 2025 で報告しています。

『複数の仕事を行った際の労働時間数について、スポットワークサービス利用数別にみると、平均は、スポットワークサービスを1つ利用している人では4.6時間、2つ利用している人では4.8時間、3つ利用している人では5.2時間、4つ以上利用している人では6.2時間と、スポットワークサービス利用数が多いほど長くなる傾向がみられました。4つ以上利用している人のうち12時間以上働くという人は13.0%と、他と比較して高い結果となりました。』（P8—9参照）

メーデーの始まりは1886年の5月1日、アメリカのシカゴで、1日12～14時間勤務が当たり前だった労働環境の改善を求めて労働者がゼネラルストライキを起こし、8時間労働の実現を要求したことに由来しています。今から140年前の労働状態

に再帰しているように感じます。

3. 生協労連では、全国一律の最低賃金額を 1,500 円から 1,800 円に引き上げました。また、東京では、食料品や光熱費だけでなく、住居費の大幅な高騰により、東京の最賃運動では 2 千円を求めています。消費者物価指数は 10% 程度しか上がっていませんが、庶民が実感する物価は、20% から 30% 上がっていると感じています。物価はこの先も、青天井です。遅れ遅れの最賃の引上げでは、全く追いつきません。

上記の理由により、東京労働局長として改定金額の詰問を再度行うことを、強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン大田支部
支部長 松原 義孝

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン銀座支部
支部長 竹俣 尚彦

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン小石川支部
支部長 阿部 工

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン新東京支部
支部長 東條 浩昭

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン晴海支部
支部長 飯田 光弘

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン港品川支部
支部長 松本 維邦

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続き、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上

東京労働局長 増田 嗣郎 様

2025年8月21日

郵政産業労働者ユニオン東京地本
執行委員長 田中 孝史

異議申し入れ書

東京地方最低賃金審議会は8月7日に、東京労働局長にたいして東京都最低賃金を「63円（5.4%）引き上げて1226円」の答申をしました。

全国平均が6.0%、Aランク平均5.6%の引上げ率の中で、東京は5.4%と低く押しとどめられています。また、13年連続の中央審議会目安額どおりの引上げとなっています。

また、審議会・専門部会の開催日時・場所・提出資料・検討の内容が公開されていません。

物価高騰が続く、実質賃金が6カ月連続でマイナスとなり、最賃近傍で働く労働者にとって死活問題となっています。いかに食費を削るかと、日々の生活に四苦八苦しています。

私たちは、この低額、密室改定に強く抗議し、異議を申し立てます。

郵政3事業で働く時給制契約社員は社員全体の4割を占めており、この最賃によって時給が決まります。日本郵政は私たち組合の時給アップ要求に対し応じていません。正社員と同等の仕事をし、郵政3事業を支えているにもかかわらず、生活できる時給に引き上げがなければ、格差は広がるばかりです。最低でも1,500円、それ以上の最低賃金の大幅引き上げこそが、生活と暮らしを守るためには必要です。

以上のことから、私たちは働く者の声を真摯に受け止め、実情に合った再審議、公開の再審議を強く求めます。

以上